

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成 24 年度第 3 回役員会会議録

日 時 2012 年(平成 24 年) 12 月 26 日(水) 18:00~19:00
場 所 市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員 真下会長、松永副会長、熊倉副会長、菅田委員、菊池(伸)委員、二瓶委員、齋藤委員、鈴木委員、森田委員、湊屋委員、佐藤委員、千葉委員、瀬田委員、富田委員、竹田委員、松井委員、小日向委員、川西委員、中村委員(計 19 名)
事務局 平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、芳垣経営企画部参事、佐藤副主幹
傍聴者 なし
議題 1 (仮称) 池子の森自然公園基本計画素案について
2 平成 24 年度要請活動について
3 その他
配付資料 1 役員名簿
2 逗子市からのお知らせ(仮称) 池子の森自然公園整備計画の策定に向けて
3 平成 24 年度要請書(案)

開会

事務局： 皆さんこんばんは。定刻となりましたので、ただ今より平成 24 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 3 回役員会を開会させていただきます。

本日は現時点で 17 名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席されていらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項により、本会議は成立しております。

なお、当市民協議会におきましては、市民委員以外の常任委員の皆様は任期替えに伴い、新たに 11 月 18 日付で委嘱させていただいておりますが、本日は委嘱後最初の会議となりますので、ここで皆様から自己紹介をいただきたいと思います。それでは、お手元の名簿の順にお願いいたします。(出席役員及び事務局 自己紹介)

事務局： ありがとうございました。次に、本日の配布資料を確認させていただきます。

本日席上に配布いたしました資料は、

- 市民協役員名簿
- (仮称) 池子の森自然公園基本計画素案 チラシ
- 平成 24 年度要請文書(案)

以上ですが、配布漏れはありませんでしょうか。(確認)

それでは、以降の進行につきましては、真下会長にお願いいたします。

会長： 皆様、改めましてこんばんは。それでは、早速ですが会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、まず、現在市で検討を進めております(仮称) 池子の森自然公園の基本計画につきまして、このたび、素案が作成され、先日 12 月 22 日(土) に市民説明会が行われたところですが、事務局から説明を受け、皆様からもご意見等をいただくこととしたいと思います。

次に、当市民協議会が例年実施いたしております国等への要請活動に関するご審議をいただきたいと考えております。

皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長： 会議の前に、お諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することでよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

会長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

議題 1

会長： それでは、議事に入ります。

まず、議題の1「(仮称) 池子の森自然公園基本計画素案について」、事務局から説明してください。

事務局： それでは、(仮称) 池子の森自然公園基本計画の素案についてご説明いたします。お手元の資料の緑色のチラシ「逗子市からのお知らせ(仮称) 池子の森自然公園整備計画の策定について」とパワーポイントを使ってご説明させていただきます。恐縮ですが、長くなりますが、長くになりますので着席させていただきます。

はじめに、逗子市では池子の約40ヘクタールの土地につきまして平成26年度中の共同使用の開始、それから(仮称) 池子の森自然公園の開園に向けて現在取り組みを進めているところでございます。本年7月に、府内関係課の職員によるプロジェクトチームを設置しまして、公園の整備に向けた基本計画の検討を進めてきております。検討の結果を取りまとめて、このたび素案として12月広報と合わせてこの緑色のチラシを全戸配布いたしました。

また、12月22日には市民の皆様向けに説明会を実施したところでございます。説明会には約50名の市民の方にご参加いただきました。説明会は1回のみでして、この後1月中旬からパブリックコメントで改めて市民の皆様のご意見をいただくこととしております。本日は22日に行いました市民説明会の内容について、私の方からご説明したいと思います。

それでは、あちらの画面をご覧ください。まず、池子の公園予定地の位置関係を確認したいと思います。画面では緑色と青色の線で囲まれた区域が本市の池子、久木にまたがる池子住宅地区及び海軍補助施設です。面積が約288ヘクタールございまして、ご存じの方も多いかと思いますが、第二次世界大戦前には旧日本軍により強制的に買収され、その後弾薬庫として使用されておりました。第二次世界大戦後には連合軍に接収され、引き続き弾薬庫として使われてきました。昭和22年には大きな爆発事故が起り、住民の方が避難する事件も起こっています。1985年には、弾薬庫から「住宅地区及び海軍補助施設」に用途が変更され、1987年から住宅の建設工事が始まりました。現在は、約3,000名の米軍家族の方が住んでおります。

共同使用及び公園予定地は、この図面で言いますと青色で囲まれた部分になりますが、面積は約40ヘクタール、本市の都市計画では市街化調整区域となります。ご存じかと思いま

すが、池子十字路から京急踏切を渡った先にある米軍住宅地のゲートから入ります。

次のスライドに移ります。公園予定地の現況です。公園予定地はこの画面の右側にある運動施設等と、真ん中から左側に占める谷部を利用した芝生広場や周囲に広がる緑地によって構成されております。現在は米軍家族のための施設として使われておりますが、市民も主としてスポーツの団体になりますが、米軍の許可を得て運動施設等を使用している状況です。親善交流として、年間400件近くの利用がされています。

それでは、それぞれの施設について、ご説明いたします。まず、今ご覧いただいているのが400メートルトラックです。一番手前にありますと、毎年フレンドシップデーが行われる会場となっておりますので、ご覧になった方も多いと思います。トラックは6レーンで、内側は芝生となっており、夜間照明スタンドもございます。トラックの脇にはトイレが1箇所ございます。なお、ここは防災調整池としての機能も有していて、降雨量が多い時はここが池のようになり、川に流す水量を調整しながら排水しています。年に数回、ここに水が溜まると聞いております。

その先に野球場とテニスコートがございます。野球場につきましては、通常のサイズと少年野球用の2面あり、それぞれに夜間照明、ダッグアウト、スコアボードがあります。右側の写真のテニスコートは、ハードコートが3面あり、こちらにも夜間照明があります。

それでは、ここからは運動施設の場所からトンネルを抜けまして奥の緑地についてご説明いたします。この池子住宅地区の緑については、横浜市南部から三浦半島へと続く丘陵の一部で、比較的自然が残っている地域でございます。北から横浜市金沢自然公園の森、池子の南に神武寺、鷹取山、二子山、さらに三浦半島で最も標高が高い大楠山エリアにつながっております。

ご覧いただいておりますスライドでは、芝生広場内の池の写真が写っております。この池は、南北約100メートル、東西約50メートルの広さであり、鳥も多くいて、水鳥やカワセミといった珍しい鳥も来ています。

続きまして、池の周囲の芝生の広場ですが、ご覧のとおり自然豊かなところです。子どもたちが駆け回ることもできる十分な広さがあります。一番左側の写真ですが、池からは小川が流れています、こちら側の久木川につながっております。ホタルもかなり多い場所と聞いております。

続いて、芝生広場の周囲の森林地帯です。接收前まで里山として利用されていた二次林ですが、接收後米側がずっと使っていたこともあります。約80年間にわたり人の手が入らなかつたわけでございます。木が大きくなつた落葉樹が多く見られます。また、森林の中には散策路がございまして、真ん中の写真には散策路に上がる階段が写っております。

続きまして、トンネルの手前に文化財の展示施設が2つございます。ひとつは、池子遺跡群資料館です。住宅建設に伴う発掘調査により出土した土器や木製農具などの埋蔵文化財の収蔵、展示をしています。資料館は、毎週火木土の3日間開館していますが、池子住宅地区内にあるため事前の申し込みが必要となっています。また、写真の左側はシロウリガイ類化石展示施設です。約400万年前に形成された化石と言われております。住宅建設工事に伴う調査により発見されたものです。

それでは、ここからは公園整備にあたっての基本的な考え方をご説明いたします。

お手元のチラシをご覧ください。

まず、(仮称) 池子の森自然公園のテーマは「森と水、光と風、憩いとふれあいの自然公園」としています。基本方針として、5つの方針を挙げています。

1つめは「森林を保全・活用し、自然と触れ合え、憩える公園とします」ということでございます。今回の公園整備につきましては、基本的に森林に手をつけないと考えていますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、池子の森を体験できる整備を行います。なお、森林及び水系は原則保全するものとしており、整備においては、現在の良好な自然環境、景観を損なわないよう慎重に検討して進めてまいります。

2つめは「既設の施設を活用し、皆さんができる公園とします」です。先ほどご説明しましたように、野球場や400メートルトラックなどの運動施設を活用し、また、このあとご説明しますが、アーチェリー場などの新たな施設を整備する予定でございます。

3番目は「市の歴史を学び、郷土への理解が深められる公園とします」です。先ほどご説明しましたように、池子遺跡群資料館について整備、活用を図り、市民の皆様が市の歴史を学び、郷土への理解が深められるようにします。

4番目は「市民と米軍家族が互いに理解を深められるような空間を作ります」ということです、共同使用ですので、逗子市と米軍が一緒に使うことになります。公園につきましても、米軍家族住宅にお住まいの方も一緒に使うことになりますので、お互いの理解を深められる場にしたいと考えております。

5番目「誰もが安全・安心に利用できる公園とする」として、バリアフリーへの配慮、安全対策等、誰もが安全に、安心に利用していただけるような公園として整備していきます。

続きまして、公園整備の具体的な内容をご説明いたします。図面とお手元のチラシの配置図をご覧ください。

まず、今回の公園整備にあたってはゾーニングという考え方に基づいて、40ヘクタールの中をいくつかのゾーンに分けて検討を進めてきました。大きくは、公園として積極的に活用していく部分と、豊かな自然環境を守っていく部分の2つに分けられますが、具体的には、図面にありますように5つのゾーンに分けて整備していくこととしています。

それぞれのゾーンの考え方をご説明すると、まず、ゾーニング図の赤で示してあるスポーツエリアは、既存の運動施設の400メートルトラックや野球場、テニスコートを活かしたスポーツ活動の場とします。また、池子遺跡群資料館に隣接して文化財展示収蔵施設を整備することを考えております。

次に、トンネルを抜けました右側の谷戸のレクリエーションエリアです。こちらは豊かな自然環境の中で、体を動かす場として子ども遊び広場やアーチェリー場を整備することを考えています。

次に、黄色で示した部分の自然観察エリアは、現況の環境を保全し、来園者が自然観察を通じて自然に親しむ場として考えております。また、施設としては青少年が野外活動を通じて体験学習ができる施設を整備する、としています。

最後に、黄緑色の部分の森林保全エリアと、真ん中の水色で示した水環境保全エリアでは、現況の自然を保全していくと考えております。

次は、資料が変わりまして、公園の動線を示したものをご覧ください。

公園の動線を考えるにあたりましては、基本的には現状の動線を大切にした整備を行うと

いうことです。散策路については、すでに一部散策路が整備されておりまますので、現状を活かしながら整備します。自動車の動線については、現在の池子のゲートから進み、トンネルを出た西側の駐車場までを基本として考えております。

具体的に言いますと、トンネルを抜けて、そこから先は池の周辺まで行くことになりますが、そちらへは徒歩で移動していただくことになります。それから、右側の谷戸のレクリエーションエリアにつきましても、徒歩での移動を考えております。

なお、この公園予定地の北側には米軍の倉庫・資材置場があります。また、現在共同使用予定区域内にあるキャンプエリアやペイントボール場を移転しますので、移転後は、倉庫・資材置場へは米側トラックが通行し、キャンプエリア・ペイントボール場へは米軍家族の車両が通行します。詳細についてはこれから米側、国と協議をすることになりますが、公園として整備していくわけですから、危険性のないようにということで、取り組んでまいります。

次に、公園基本計画（案）に沿って、施設の整備についてご説明いたします。

まず、入口ですが、お手元の資料の⑦メインエントランスを整備します。現在の米軍家族住宅へのゲートは、共同使用の開始にともない住宅地区の方、地図で言いますと右側になりますが、現在のゲートを取り外し右折したところに移設されます。今のゲートはなくなりますので、新たに公園のメインエントランスを整備することになります。その先にあります現在駐車場の場所は、あらためて駐車場・駐輪場として整備していきたいと考えております。

次に、スポーツエリアには、既存の①400メートルトラック②野球場③少年野球場④テニスコートがあり、これらは必要な改修を行い、引き続き使用していきたいと考えております。

それから、⑤池子遺跡群資料館は3階建ての建物で、現在1階部分は米側のスポーツジムとなっていますが、こちらは共同使用前に、池子住宅地区側に移設される予定です。公園開園後は公園管理事務所として使用することを考えております。その隣には池子で出土した文化財を展示・収蔵する⑥文化財展示収蔵施設を新設することとしております。

なお、⑦シロウリガイ類化石展示施設は、現在のまま使用いたします。

次に、トンネルを抜けた赤い部分のレクリエーションエリアは、谷戸の奥まったところに⑨アーチェリー場を、手前側には⑩子ども遊び広場を新設する予定であります。

また、現在のスクールバスの駐車場はそのまま⑪駐車場として使用しつつ、その隣には⑫トイレと⑬ドッグランの新設を予定しています。

続いて、共同運動場の近くのエリアにつきましては、基本的には⑭芝生広場などのように現況を保全することとしていますが、⑮青少年のための野外活動施設を新設し、池の近くに⑯休憩所を整備したいと考えております。

また、現在入口はメインゲートの1か所ですが、新たに久木側から出入りできるようになりますため、⑮久木側エントランスを設けるとともに、その先に駐輪場を設置することとしています。

次に、⑯の池や⑰の森林につきましては現況のまま保全することとしており、⑱の散策路につきましては、安全性を含め必要な整備を行いたいと考えております。

なお、⑬のトイレについては、バリアフリー対応といたします。

おおよその説明は以上のとおりですが、これらの施設の配置等は現時点での最終的な形を示しているものであり、それぞれの施設の詳細の検討や、どういったスケジュールで整備を行っていくかなどは、今後別に検討を進めていくことになります。

また、本市は公園を平成26年度中に、先般22日の説明会では市長から26年度後半と説明いたしましたが、開園したいと考えておりますが、公園の本格的な整備工事などはあくまで共同使用の許可が下りてからでなければ着手できません。従いまして、当初はスポーツゾーンを中心を開園し、その後順次整備を行っていくという流れになると考えております。ご説明は以上です。

会長： それでは、質疑に入りたいと思います。ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願ひいたします。

千葉委員： ただ今のご説明を聞いて、一番心配なのは森林の保全です。池子の森は薪山として戦後68年経っているのでその森林がどのような状態なのか。急傾斜の森林が一番怖いと思います。森林の木が大きくなっているのでなおさら心配です。破壊される。整備する前に要らない木は伐採して、また復活させることをしなければ、昭和36年の大水害のような状態になってしまいます。池子の森は、森としては死んでいる森。薪山ですから伐採して活力を出さないといけない。古都鎌倉の森とは違います。危ないところは伐採して復活させる方法もあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

会長： 事務局。

事務局： ご意見ありがとうございます。初めにご説明しなければいけなかったのですが、今回の公園計画に関しては緑政課が進めておりまして、22日の説明会はそちらが担当しました。今日は私の方からご説明させていただき、頂いたご意見はすべて緑政課に伝えるということになります。

千葉委員： 整備する前にやらないとあぶないと思うが。

事務局： そうですね。私の方で答えられる範囲でお答えいたします。

千葉委員からいただいたご意見ですが、私どものプロジェクトの議論の中でも出ていまして、森林の保全は一切手をつけないとということではなく、安全面でも管理伐採はしていくものでございます。

千葉委員： たまたま林業が専門なのでお話しいたしました。よろしくお願いします。

会長： それでは、今のご意見は伝えてください。はい、鈴木委員。

鈴木委員： 境界のフェンスはどうされる予定ですか。

会長： 事務局。

事務局： 図面の北側にある米側の倉庫辺りについては、現在、国がフェンスの位置を確定すべく設

計を行っております。基本的にはこの地図に沿った形になると考えていますが、間もなくその設計が終わり、年度内には線が確定することになっております。25年度に工事を行うわけですが、あらためて住宅地と公園を仕切るフェンスが作られることになっております。

図面の左側から下側にあります既存のフェンスにつきましては、あくまでも共同使用で米軍への提供地に変わりはないので、そのまま残ります。

会長： はい、よろしいですか。二瓶委員。

二瓶委員： 整備費用は逗子市の予算なのか、国の予算なのか。

会長： 事務局。

事務局： まさに、費用のことが一番問題ですが、この公園は、共同使用ではあるが市が管理することになります。基本的に整備、維持管理は市で負担することになりますが、市も財政的に余裕があるわけではないので、説明会で市長も話していましたように、国の補助金等を活用しながら維持管理していきたいと考えています。先ほど、施設の整備のことをお話ししましたが、費用的なことを見ながら検討していきたいと考えています。

会長： 鈴木委員。

鈴木委員： ゲートが2つ出来るということだが、市民は2つの入口から自由に入り出しができるのか。

会長： 事務局。

事務局： はい、そうです。メインゲートは、今の米側ゲートが動きまして、基本的に出入りが自由になります。久木側のゲートは、今フェンスと扉がありまして、それをそのまま使うかどうかは別として、出入りできるようにします。

ご質問の『自由』にということですが、24時間入りできるようにするのかどうかはこれから検討事項であります。基本的に、公園は第一運動公園のように、車止めはしますが門を閉めるわけではなく、入ろうと思えば入れる状態になりますが、ここで問題となるのは、緑地部分に24時間入りできる状態でいいのかということがあります。場合によっては、門を閉める時間を設けることになるかもしれません、今後検討していくことになります。

鈴木委員： もうひとつ。ここは防災拠点として重要であると思いますが、久木側から車の進入は出来ますか。

会長： 事務局。

事務局： 現在ここは共同グランドとの境にフェンスとゲートがありまして、災害の時には、ここから入れるようになっております。通常は施錠されていますが、米側と市が鍵を管理してい

て災害があった時は鍵を開けて、車両も入ることが出来ます。平成17年に市がこの芝生部分を久木地域の広域避難場所に指定しています。今回の公園計画においても、災害時の避難場所としての活用を考えています。

会長： 小日向委員。

小日向委員： 市民以外の方も自由に入れることから、心配されるのは自然を守ることです。例えば、池にブラックバスなどの外来種を放したり、樹木へ落書きしたり、盗ってしまったりと、自然を守るという点で、ある程度の規制なりルールをきちんと作らなければならないと思います。

事務局： ただ今のご意見が今回の計画で一番大きな課題だと考えております。市長も申し上げていますが、自然を守る観点から人の出入りをどこまで認めるかが一番難しい問題だと思っております。市民の方からもいろいろなご意見をいただきますが、人の出入りをフリーに認めてしましますと、ご指摘のように池に外来種を放されてしまう心配や自然環境に対してかなり影響が出てしまうのではないかというものです。人の出入りを制限しても自然を守るべきとのご意見もいただいております。公園の整備、利用方法につきましては、これから市民の皆さんのご意見をいただきながら検討を進めていくというところでございます。今いただきましたご意見は私どもの方から担当課へ伝えます。

会長： 他に何かございませんか。佐藤委員。

佐藤委員： 先ほど緑地の関係で心配だというお話をしたが、職員の数は限られているので、緑地の管理にあたっては民間ボランティアを活用なさったらいかがでしょうか。富田委員はいかがお考えですか。

富田委員： 施策が絡みますから、市長がどう考えるかですよね。パブリックサービスなどいろいろありますね。

会長： 事務局。

事務局： 維持管理に関しては、財政的なこと也有って、どこまでお金をかけられるかがこれから大きなテーマとなってまいります。どういう形でどこまで維持管理するか等、すべてこれら決めることになりますが、関係する市民の方のお力を借りながら自然を守る公園を維持管理することを考えていきたいと思っております。

会長： ありがとうございました。皆さんからいただきましたご意見等につきましては、事務局より市の担当課へ提出することいたしたいと思います。また、1月中旬にパブリックコメントも予定されておりますので、そちらの機会も是非ご利用いただき、どしどしご意見をお寄せいただければと思います。

市民協として、こういう考え方で整備をしてほしいという形ではなく、あくまでも今日いただいたご意見等はすべて担当の方に伝えさせていただくということで処理していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題2「今年度の要請活動について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、資料「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書（案）」をご覧ください。

要請活動は、例年1月から2月にかけて国、及び関係機関に市民協として要請活動を行っているものです。本年度は、来年1月末ごろ実施予定の要請の文案について、皆さんでご審議いただければと思います。

それでは、文案を朗読し、昨年度と一部変更になっている部分について補足の説明をさせていただきます。

（「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書（案）」を朗読）
昨年度の要請文との主な変更点をご説明します。

「このような状況の下、平成22年9月、西側…」の前に、これまでの経緯を記載していましたが、割愛しました。

「本協議会顧問就任の招聘活動を行っております。」ですが、現在17名の国会議員が顧問ですが、先の衆議院選挙により、顔触れが変わったため、改めて顧問就任を要請する予定でございます。

「1 交通問題について」の2つ目の段落「また、幹線道路に限らず、狭あいな生活道路においても、池子住宅地の関係車両による交通事故が発生しております。生活道路の通行は極力控えていただくとともに、安全運転や交通ルールの遵守に関しましても、指導を徹底されるようお願いいたします。」を新たに追加しました。これは、これまでの要請活動において当日のやり取りの中で、参加された委員の皆様からご要望のあった内容です。

「2 騒音等について」を新たに追加しました。これは、住宅地区内でのイベント等の際、音量が大きいという苦情が発生しております。米側も配慮はしているようですが、ある程度の件数が市に寄せられていることから、記載したものです。

最後の段落中、「しかしながら、当面は、市と連携し、約40ヘクタールの土地の共同使用の早期実現、そして一部返還を目指していきたいと考えております。」を新たに追加しました。これは、市民協の今年度の事業計画に合わせて記載しました。

要請書の提出先ですが、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、南関東防衛局長、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍横須賀基地司令官となっております。南関東防衛局には、ご説明のとおり委員の皆様に足を運んでいただき、直接提出することになります。

要請書のご説明については、以上のとおりです。

会長： それでは、ただいま事務局から説明のありました要請文案につきまして、皆様からご意見等をいただきたいと思います。昨年までになかった部分、40ヘクタールの共同使用が目の前に迫っていることから、変わった個所がございます。それらを踏まえ、ご意見をいただけたらと思います。はい、二瓶委員。

二瓶委員： 相互支援というのは、米軍との相互支援ということですか。

事務局： はい、そうです。

二瓶委員： 他の行政、例えば厚木などでは、市と米軍とが協議してそういうものを作り上げていることがあるかと思いますが、逗子市は何かやっているのですか。

会長： 事務局。

事務局： 現在、国と米側と市の三者で三者協議会という機関を設けて協議していますが、その中の大きなテーマの1つとして災害時の相互支援について協議しております。

二瓶委員： 市は市でやっているわけですね。

事務局： そうです。こちらは、市民協の名前になっておりますが、市がそういった取り組みをしているので、市民協としても積極的にやってほしいという意味でございます。

会長： 他に何かございますか。それでは、要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ作成いたします。文案のとりまとめにつきましては、私と事務局に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

〈異議なしの声〉

また、防衛省をはじめとする国の関係機関への要請活動につきましては、調整の上、日程等は要請文とあわせ皆様へ別途ご連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

会長： それでは、本日の議事は以上ですが、皆様から他に何かございますか？ 事務局から何かありますか？

事務局： 要請の日程についてですが、現在防衛局と1月29日、30日、2月8日のいずれかで調整しております。文案と合わせて年明けの早い時期に皆様にご通知する予定でおります。

会長： ありがとうございます。この要請活動には、なるべく多くの委員の方にご同行いただきたいということですよね。従いまして、できるだけ早く皆様への通知をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

閉会

一以 上一

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成24年度第3回役員会